年　　月　　日

身元保証人各位

株式会社　○○○○

代表取締役　○○○○

身元保証書について

　当社へ入社をされる方には、身元保証人を◯名お願いしております。以下に身元保証書の内容について記載しておりますので、内容をご確認の上、身元保証書へのご記載・ご署名をお願いいいたします。

**■ 身元保証書について**

身元保証とは当社で働く従業員に対して第三者である身元保証人が身元を保証することで、万が一、従業員が会社に損害を与えたとき、その損害を第三者である身元保証人のあなたが連帯して保証する契約です。

一般的に会社に入社するときに会社に提出する書類の１つです。

**■ 賠償が発生するとき**

身元保証される者が以下のことを起こし、損害が発生したときは損害賠償を請求します。

・就業規則、雇用契約、その他諸規定に違反したとき

　（セクハラ、パワハラや会社のお金の横領、など）

・本人が当社の備品、データ等の破損をしたとき

　（故意にパソコンを壊す、会社のデータを削除する、など）

・本人が会社の個人情報または顧客情報を漏洩したとき

　（会社の社員データを他の人に教える、顧客データを他社に流す、など）

・本人が当社の業務上および信用を失墜させたとき

　（SNSに会社の悪評を書く、取引先の悪口を会社外の人に伝える、など）

**■ 身元保証される者と連帯しての賠償額、期間**

賠償額は上限◯◯万円とします。

また、身元を保証する期間は５年間です。（身元保証書に記載された日付から５年）

**■ 会社からの連絡**

以下の事象が身元保証される者に見られたときは、身元保証人へすぐに通知をおこないます。

・身元保証される者が、不適任・不誠実なことを行い、身元保証人に責任が引き起こされる恐れがあるとき（横領の形跡がある、メンタル不調で業務に支障が出ているとき、など）

・身元保証される者の職務内容・勤務地等の変更により、身元保証人の責任が加重されるまたは監督が困難になるとき（店舗勤務から経理課へ移動、一般社員から課長に就任する、など）

**■ 身元保証人契約の解除**

身元保証人は、上記の「会社からの連絡」の内容で会社からの連絡を受けたとき、または身元保証人がそのことを自身で知ったときは、契約を解除できます。ただし、契約の解除の申し出は、過去にさかのぼってはできません。契約の解除は、申し出があった日以降になります。なお、身元保証人契約の解除を行なうときは、当社に申し出てください。

**■ 当社への提出期限**

身元保証書については令和　　　年　　　月　　　日までに提出をお願いします。

**■お問い合わせ先**

身元保証書の住所・電話番号などの変更、契約解除、ご不明な点については以下にご連絡ください。

　〒540-××××

　大阪市北区・・・・・・

　TEL　06ｰ1111ｰ××××

　株式会社◯◯◯◯　担当部署　△△部

以上